## ◇鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 建設工事の完成検査時において、必要があるときは、工事目的物を最小限度破壊して行う検査(以下「破壊検査」という。)を行い、当該破壊検査に要する費用は、請負者が負担することとしている。
- (2) この度、建設工事の完成検査の精度を高め、かつ、不正防止の抑止力とするため、新たに無作為抽出による工事目的物の最小限度の破壊検査(以下「抽出破壊検査」という。)を実施する。
- (3) (2)の費用については、請負者間の不公平感をなくすため、原則として、県負担とする。

## 2 規則の概要

- (1) 検査員は、工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ請負者に通知して、抽出破壊検査を行うことができる。
- (2) 抽出破壊検査を実施した結果、当該工事目的物にかしがなかった場合の当該抽出破壊検査及び原状の回復に直接要する費用は、県の負担とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。
  - イ 改正後の規則の規定の適用区分について定める。